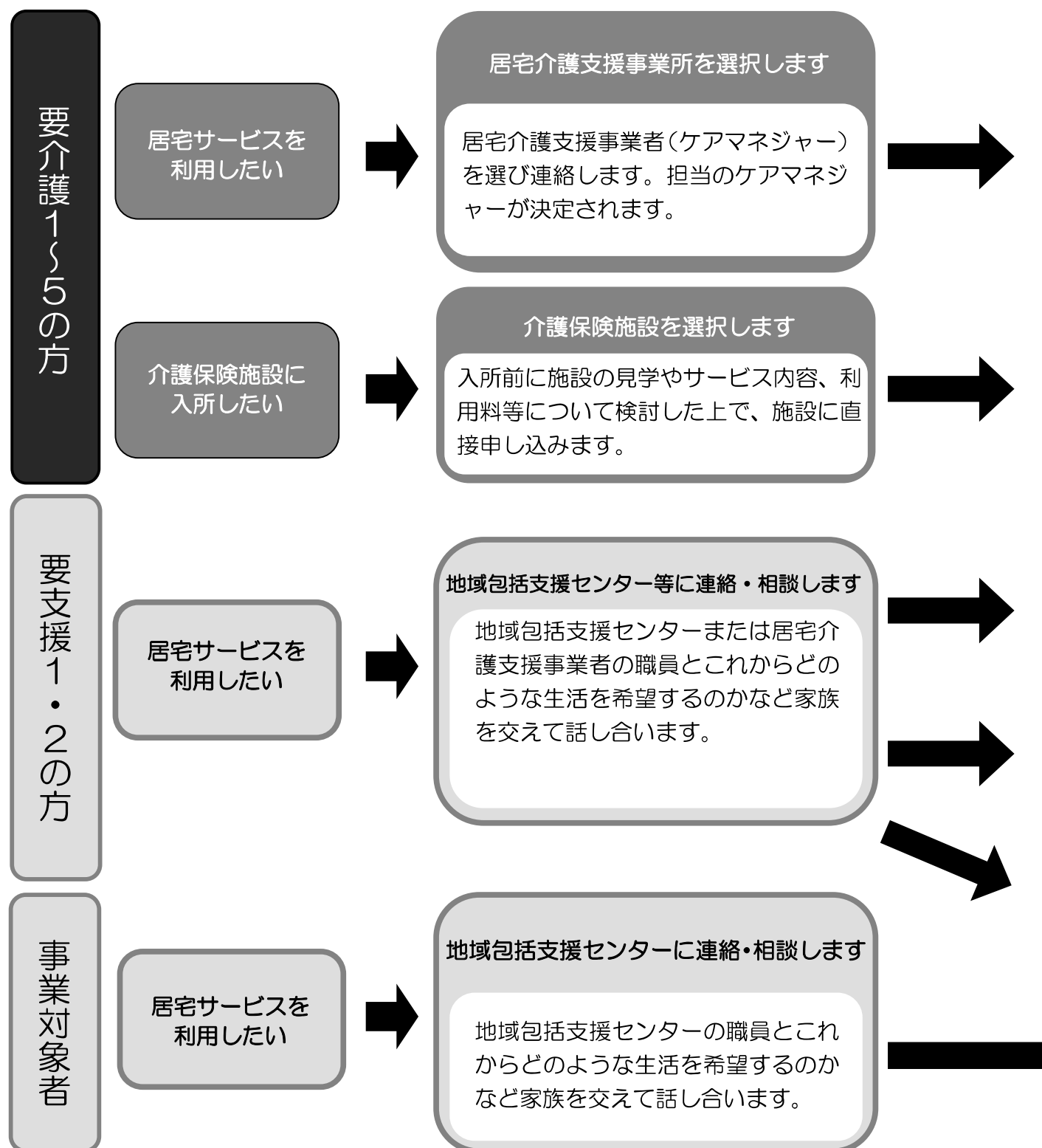


# 介護保険サービス利用の手順

要介護1～5と認定された方は、居宅介護支援事業所に連絡し、ケアマネジャーに希望を伝えてケアプラン（介護サービス計画）を作成した上で介護サービスを利用します。※P11①参照

要支援1・2と認定された方、または事業対象者となった方は、地域包括支援センター等に連絡し、介護予防ケアプラン（介護サービス計画）の作成、または介護予防ケアマネジメントを実施した上で介護保険サービスを利用します。※P11①参照

ケアプランの作成、ケアマネジメントの実施、および相談に関する利用者負担はありません。なお、ケアプランは自己作成する事もできます。



## 介護情報サービスについて

「介護サービス情報の公表制度」を御活用ください。サービスの選択を支援する仕組みになっています。介護保険サービスや事業所・施設を検討する際に選ぶための情報を提供しています。インターネットを通じていつでもだれでも情報を取得できます。

検索キーワード：介護サービス情報公表システム 宮崎県

URL：http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp

### ケアプランを作成します

担当のケアマネジャーと一緒にケアプラン（介護サービス計画）を相談しながら作成します。

### 居宅サービスを利用します

サービス事業者と契約します。契約にあたってはサービスの内容や料金などを確認しましょう。ケアプランに沿って居宅サービスを利用します。

### ケアプランを作成します

入所した施設のケアマネジャーとケアプランを作ります。

### 施設サービスを利用します

ケアプランに沿って介護保険の施設サービスを利用します。

### 【希望サービス】

「介護予防サービス」のみ利用

「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」を併用

「介護予防・生活支援サービス事業」を利用

### ケアプラン（介護予防サービス計画）

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者の職員と介護予防ケアプラン（利用するサービスの種類や量を決めた計画書）を相談しながら作成します。  
※令和6年4月から介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護事業者へ依頼できるようになりました。

### 介護予防ケアマネジメントを実施します

地域包括支援センターの職員と相談しながら介護予防ケアマネジメント（利用するサービスの種類や量を定めるもの）を実施します。

### 介護予防サービス等を利用します

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービスの内容や料金などを確認しましょう。
- 介護予防ケアプラン、又は介護予防ケアマネジメントに沿って居宅サービスを利用します。

「介護予防・生活支援サービス事業」のみ利用可能